

## 奈良県立医科大学医学部教務委員会規程

### (設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部に奈良県立医科大学医学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 医学看護学合同教育科目の企画・立案・運営に関する事。
- 二 医学看護学合同教育科目の非常勤講師に関する事。
- 三 その他医学部全体の教務に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 医学部長
  - 二 医学科長
  - 三 看護学科長
  - 四 教養養育部長
  - 五 基礎教育部長
  - 六 臨床教育部長
  - 七 看護教育部長
  - 八 教育開発センター教育教授
  - 九 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置くものとし、医学部長をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成27年3月25日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 奈良県立医科大学医学部医学科学務委員会規程(平成16年3月22日制定)、奈良県立医科大学医学部看護学科学務委員会規程(平成16年4月13日制定)は廃止する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。